

2021年9月28日

一時帰国時の新型コロナウイルス・ワクチン接種事業について（追加情報）

●8月1日から、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に、成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業を実施中です。

●これまで、居住地において日本で薬事承認されていないワクチンを接種済みであった方は本事業の対象外となっておりますが、今般、日本で承認されているワクチンの接種証明書による自宅待機期間の短縮の機会を得ることを担保するため、ご自身の判断により医師と御相談の上で接種していただくことが認められました。

●予診の結果、異なるメーカーのワクチン接種が認められないケースもありますので、予め御承知おきください。

●詳細は、外務省海外安全HPの「日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ」

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>) をご覧ください。

・在ウズベキスタン日本国大使館 領事部

住所：Tashkent city, Yashnabad dist.Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060 (内線 25)

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html